

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

ページ

規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月一日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第五十八号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表教育委員会の項第一号を次のように改める。

一 県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)の施行に関する次の事務

イ 第六条第二項第四号の規定による県立高等学校に在学した期間の決定及び当該期間を超えた者の認定

ロ 第七条第一項ただし書の規定による授業料の徴収期限の変更及び分割徴収

ハ 第十条の規定による授業料及び受講料の減免

第五条第三項中「部局」を「事務部局」に改め、同項第一号中「及び児童手当」を「、児童手当及び子ども手当」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。